

監督署の労災認定における 判断基準と請求実務

～業務災害・通勤災害や業務上疾病の認定の考え方、
交通事故の労災請求をわかりやすく解説～

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事)・渋谷労働基準協会
(一社) 品川労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会
(一社) 新宿労働基準協会・(一社) 池袋労働基準協会

業務中(通勤途中)の災害にかかる労災保険の請求を行いますと、労働基準監督署では業務災害(通勤災害)に該当するかを判断し、労災保険の給付等を行うこととなります。

労働基準監督署が、どのような調査を行い、どのような基準で業務災害(通勤災害)と判断するのかを知ることは人事労務担当者として非常に重要です。

併せて、業務上疾病の6割以上を占めている腰痛などの疾病が業務災害と判断される基準、交通事故についての労災保険と自賠責保険の関係を踏まえての請求実務について、元労災監察官が丁寧に説明いたします。人事労務担当の基本の一つとして実施する講習です。

1 日 時 令和元年9月11日(水) 14:00~16:30 (質疑応答含む)

2 会 場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル(裏面案内図参照)

3 講 師 高橋 健 氏(特定社会保険労務士、元労災監察官)

4 内 容 業務災害・通勤災害の判断基準
労災補償の対象となる腰痛などの認定基準
交通事故での労災保険請求と自賠責保険

5 受講料 協会会員4,000円 それ以外の方6,000円 (資料代・税込)

6 定 員 34名

7 申込方法等

① 受講申込:裏面「申込書」により、品川労働基準協会あて Fax(03-3447-2490)して下さい。

(この案内はPCで、品川労働基準協会と入力し検索してHPから、プリント可)

② 申込み受付と受講料の振込:受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は9月4日(水・振込締切日)までに次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。なお、後日、振込先銀行名、振込日等を同裏面に記載し Fax でお知らせ下さい。

1. みずほ銀行	五反田支店	口座番号	普通預金	2970474
2. 三菱UFJ銀行	五反田支店	口座番号	普通預金	0228757
口座名 一般社団法人 品川労働基準協会 会長 佐野角夫(サノ スミオ)				
なお、振込人名の前に、講習会の月日を記入下さい。(例 0911 〇〇カイシャ等)				

③ 受講の取消:9月4日(水)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。

なお、受講の取消しのご連絡が9月4日(水・振込締切日)までにない場合も受講料はご負担して頂きます。

*この講習は三田、品川、大田、渋谷、新宿、池袋労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

